

令和8年1月21日

## 入札説明書

# 公立大学法人岩手県立大学

## 入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人岩手県立大学が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### （1）調達件名

岩手県立大学で使用する電気の供給

#### （2）調達件名の仕様等

別添「岩手県立大学電力供給仕様書」のとおり

#### （3）履行期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

#### （4）履行場所

公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス（岩手県滝沢市巣子152番52号）

公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部（岩手県宮古市河南一丁目5番1号）

### 2 入札参加者資格

#### （1） 岩手県内に本社、支店、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者であること。

なお、県内に有する発電所の親会社、子会社及び関連会社は、発電所を事業拠点とみなすことができる。

※ 親会社、子会社及び関連会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項に規定する者とする。

#### （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### （3） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### （4） 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

#### （5） 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

#### （6） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、公立大学法人岩手県立大学は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかについて警察本部に照会すること。

- (7) 条件付一般競争入札参加申請書類の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 供給電力は、岩手県内の発電所で発電された再生可能エネルギー 100% であること。
- (9) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、入札資格審査に必要な書類として、次の書類（以下「申請書等」という。）を令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時までに 13(2) の場所に、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）
  - イ 次のいずれかに該当するもの。
    - （ア） 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来の J-クレジットのいずれかの写し
    - （イ） 地産地消電力供給計画書（様式第 2 号）
- (2) 申請書を提出した者は入札日の前日までの間において当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 申請書は、公立大学法人岩手県立大学において審査するものとし、要件が満たされると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、提出資料の補足、補正等は認めるが、令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時までとする。  
また、審査結果は、令和 8 年 2 月 3 日（火）までにファクシミリにより通知する。
- (4) その他
  - ア 申請書等は、入札参加者資格の審査以外に使用しない。
  - イ 申請書等は、返却しない。

### 4 入札の方法等

- (1) 1(1) の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。
- (2) 入札には、入札書（様式第 3 号（入札内訳書も含む））を使用すること。
- (3) 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額をもって行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書を直接提出する場合は、5(1) の日時に 5(2) の場所に提出すること。
- (5) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時までに 13(2) の場所に必着のこと。

また、封筒は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

ア 氏名（法人にあっては商号又は名称）

イ 「2月10日入札岩手県立大学で使用する電気の供給の入札書在中」

(6) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

## 5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月10日（火）10時00分

(2) 場所

公立大学法人岩手県立大学 本部棟3階 大会議室

## 6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付を求める。ただし、有価証券（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券）の提供をもって代えることができる。また、競争に参加しようとする者が保険会社との間に公立大学法人岩手県立大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合又は岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、免除することができるものとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類は、入札参加資格通知書を受けた日から5(2)の入札日時までに13(2)の場所へ郵送（書留郵便（一般書類又は簡易書留）に限り、提出期間内必着とする。）又は持参による提出すること。

(3) 入札保証金を納めさせる場合の取扱いは、次に定めるものとする。

ア 入札参加者は、入札書の提出期限までに、その見積もる入札金額（税込）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）以下同じ。）の100分の3以上の入札保証金を納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証保険契約の締結を行い保険証券を入札書の提出期限までに13(2)の場所に提出した場合は、入札保証金を免除する。なお、入札参加者が入札保証金を納付しようとする場合は、入札保証金に係る届出書（様式第5号）を入札書提出期限の日の7日前（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに13(2)の場所へ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、公立大学法人岩手県立大学から入札保証金納付通知を受け、指定の口座に納付し、納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを13(2)の場所へ提出すること。

ウ 入札参加者は、アの入札保証金に代わる担保が有価証券である場合は、その見積もる入札金額（税込）の100分の3以上の額面の有価証券を有価証券納付書（様式第6号）とともに13(2)の場所へ提出すること。

エ 入札参加者は、アの入札保証金に代わる担保が公立大学法人岩手県立大学が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証である場合は、その見積もる入札金額（税込）の100分

の3以上の保証金額である当該懸命に係る保証書を13(2)の場所へ提出すること。

- オ イからエまでの書類の提出に当たっては、入札参加者名及び調達件名を記載し並びに「入札保証書類在中」と表面に朱書した封筒に入れ、封かんした上、13(2)の場所あて郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）に限り、提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。
- カ 既に納付又は提出した入札保証金の金額等（有価証券の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）の変更は認めないものとする。
- キ 入札保証金等の納付又は書類に不備等がある者については、その入札を無効とする。
- ク 入札保証金の金額等が入札金額（税込）の100分の3に満たない者は、その入札を無効とする。
- ケ 金融機関の保証に係る保証期間又は保険証券の保険期間は、令和8年3月31日まで期間を含むものとする。ただし、金融機関による保証期間が契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなる時は、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の締結日から公立大学法人岩手県立大学が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関が交付する変更保証書を提出することを求めるものとする。
- コ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札参加者に対し、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。なお、還付方法については、納付又は提出のあった入札参加者へ、公立大学法人岩手県立大学から個別にお知らせするものとする。
- サ 入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者が提出したもの
- (2) 調達件名及び入札金額のないもの
- (3) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のない事項又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 調達件名の表示に重大な誤りがあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確のもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもの
- (8) 公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの。
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出したもの

## 8 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを見たいしている入札者であつて、別に定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、

当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 9 開札に立会う者に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

## 10 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をしたものに限る。  
なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 9(3)により入札場所から退去させられた者は、再度入札に参加することができない。

## 11 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

## 12 説明書等に対する質疑

- (1) 説明書等について質疑がある場合には、令和8年2月3日（火）午後5時までに質問書（様式第4号）を持参、郵送又はファックスにより、13(2)の場所に1部提出すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、令和8年2月5日（木）までにファクシミリにより行う。なお、回答内容は、入札参加資格が有と認められた者すべてに通知する。

## 13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する室等の名称及び所在地  
公立大学法人岩手県立大学事務局総務室管財契約グループ  
〒020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52  
電話番号 019-694-2002 FAX 番号 019-694-2001